「福岡県医療勤務環境改善支援センター」を利用して、 勤務環境改善に取り組みましょう。

働きやすく職員が辞めない医療機関の職場づくりのためにどう取り組んだらいいのでしょう?

平成26年の医療法改正で、医療機関の管理者は勤務環境の改善等の措置を講ずることが努力義務となりました。福岡県では、「福岡県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、個々の医療機関のニーズに応じて、勤務環境改善のための取組をアドバイザーが専門的、総合的にサポートしています。

例えば・・・

- ①働き方・休み方改善について 時間外労働・夜勤の軽減、有給休暇の促進など
- ②職員の健康支援について メンタルヘルス対策、腰痛・生活習慣病の予防対策など
- ③働きやすさ確保のための環境整備について 院内保育所の整備、多様な勤務形態、育児支援・介護支援など
- ④働きがいの向上について 職員の研修体系・キャリアアップ制度の整備など





「福岡県医療勤務環境改善支援センター」にまずはお電話ください。

希望に応じてアドバイザー(医療労務管理アドバイザー、医業経営アドバイザー)が施設に出向き、相談に乗りながら各医療機関の勤務環境改善の取組を支援します。

(<u>※アドバイザーによる支援は勤務環境改善の支援であり、立入調査のような指導・</u> <u>監督をするものではありません。また、相談やアドバイザー派遣の利用は無料です。</u>)



勤務環境改善に取り組む医療機関

勤務環境改善マネジメントシステム 院内で、院長、各部 門責任者やスタッフ が集まり協議 課題の抽出 改善方針の決定 ガイドラインなどを 参考に改善計画を策定

- ・医療従事者の働き方・休み方の改善
 - 多職種の役割分担・連携(チーム医療推進) 医師事務・看護業務補助者の導入 勤務シフトの工夫、短時間正職員の導入 休暇取得促進

子育て中・介護中の者に対する残業免除

・働きやすさ確保のための環境整備 院内保育所・休憩スペースなどの整備 患者からの暴力・ハラスメントへの組織的対応 医療スタッフのキャリア形成支援 など

問合せ先:福岡県医療勤務環境改善支援センター

(福岡県庁 保健医療介護部 医療指導課 医師・看護職員確保対策室内)

TFI:092-643-3330(平日 9:00~17:00)